

熊本県公報

第11377号

平成18年3月6日(月)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 天草景観形成地域の指定に関する一部改正……………(都市計画課) 1
- 天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画及び景観形成のための
基準に関する一部改正……………(") 2
- 牛深市景観形成地域の指定に関する一部改正……………(") 2
- 牛深市景観形成地域の景観形成基本計画及び景観形成基準に関する一
部改正……………(") 3
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 3
- " ……………(") 3
- " ……………(") 4

公 告

- 本渡市大矢崎土地地区画整理事業の事業計画変更の認可……………(都市計画課) 4
- 宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分……………(建築課) 4
- 平成19・20年度熊本県工事入札参加者資格審査申請の受付……………(監理課) 4
- 平成19・20年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等
評価項目申請の受付……………(") 5
- 平成18年度電子計算機用データ入力業務委託……………(情報企画課) 6
- 換地処分……………(農地建設課) 8
- " ……………(") 9
- " ……………(") 9
- 平成18年度分電子計算機用税務入力データ委託業務……………(税 務 課) 9

登 載 依 頼

- 平成18年度分熊本県立豊野少年自然の家管理業務委託……………(社会教育課) 11
- 平成18年度分熊本県立菊池少年自然の家管理業務委託……………(") 13

告 示

熊本県告示第211号

平成2年9月30日熊本県告示第665号(天草景観形成地域の指定)の一部を次のように改め、平成18年3月27日から施行する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「景観整備室」を「都市計画課景観整備室」に、「本渡土木事務所」を「天草地域振興局」に、「松橋土木事務所」を「宇城地域振興局」に改める。

天草景観形成地域の区域の表中三角町の項を次のように改める。

宇城市	三角町三多浦の一部
	" 波多 "
	" 戸馳の全部

天草景観形成地域の区域の表中有明町の項、本渡市の項及び五和町の項を次のように改める。

天草市	有明町楠甫の一部
	" 大浦 "
	" 須子 "
	" 赤崎 "
	" 上津浦 "
	" 下津浦 "
	" 小島子 "
	" 大島子 "

天草市	志柿町の一部
	瀬戸町 "
	亀場町亀川の一部
	東町の一部
	太田町 "
	南新町の一部
	栄町 "
	港町 "
	東浜町 "
	今釜町 "
	今釜新町 "
	小松原町 "
	浜崎町 "
	本渡町本戸馬場の一部
	" 広瀬 "
	本町下河内の全部
	" 新休の一部
	北浜町の全部
	旭町 "
	佐伊津町 "
	五和町御領の一部
	" 鬼池 "
	" 上野原 "
	" 城木場 "
	" 井手 "
	" 下内野 "
	" 荒河内 "

熊本県告示第212号

平成2年9月30日熊本県告示第666号（天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画及び景観形成のための基準）の一部を次のように改め、平成18年3月27日から施行する。
平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画1前文中「有明町、本渡市、五和町」を「天草市」に、「三角町」を「宇城市」に改める。

天草景観形成地域の景観形成に関する基本計画2景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項中（3）景観形成を図るうえでの基本方針中「三角町」を「宇城市」に、「本渡市」を「旧本渡市」に、「五和町」を「旧五和町」に改める。

熊本県告示第213号

平成10年4月30日熊本県告示第335号の2（牛深市景観形成地域の指定）の一部を次のように改め、平成18年3月27日から施行する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「牛深市景観形成地域」を「牛深景観形成地域」に、「景観整備課」を「都市計画課景観整備室」に、「熊本県本渡土木事務所」を「熊本県天草地域振興局」に、「牛深市都市計画課」を「天草市建設部都市計画課」に改める。

牛深市景観形成地域の区域の表中牛深市の項を次のように改める。

天草市	牛深町字大池田の一部
	" 字池田の一部
	" 字古久玉の一部
	" 字新瀬崎の全部
	" 字瀬崎の一部

天草市	” 字崎町の一部
	” 字船津の一部
	” 字加世浦の一部
	” 字長手の一部
	” 字天附の一部
	” 字中天附の一部
	” 字后向の一部
	” 字荒木川の一部
	” 字元下須の一部
	” 字白瀬の一部

熊本県告示第214号

平成10年4月30日熊本県告示第335号の3（牛深市景観形成地域の景観形成基本計画及び景観形成基準の決定）の一部を次のように改め、平成18年3月27日から施行する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「牛深市景観形成地域」を「牛深景観形成地域」に、「市域」を「天草市牛深町」に、「牛深市」を「天草市牛深町」に、「市民意識」を「住民意識」に、「市民」を「住民」に、「牛深市民」を「住民」に改める。

熊本県告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町緑川字舞嶽1658、1659、字桜谷1696の16
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字舞嶽1659・字桜谷1696の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字市ノ迫515から517まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字市ノ迫515から517まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字小波瀬3642の178、3642の255
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第162号**

本渡市大矢崎土地区画整理事業の事業計画の変更について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 本渡市大矢崎土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成12年8月30日から平成22年3月31日まで
- 3 施行地区 本渡市本渡町大字広瀬字大矢崎及び字五反田の各一部
- 4 事務所の所在地 本渡市港町8番1号
- 5 設立認可の年月日 平成12年8月30日
- 6 変更認可の年月日 平成18年2月24日

熊本県公告第163号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定による行政処分について、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
 - 商 号 鷹ノ羽実業株式会社
 - 代表者氏名 代表取締役 林田 良子
 - 事務所所在地 熊本県熊本市島町二丁目16番3号
 - 免許証番号 熊本県知事（1）第4288号
 - 免許年月日 平成14年11月18日
- 2 処分年月日 平成18年2月23日
- 3 処分内容 業務の全部停止2週間
- 4 適用条項 宅地建物取引業法第65条第2項

熊本県公告第164号

平成19年度及び平成20年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査及び申請の方法等について、次のとおり公告する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条の規定の適用を受ける調達契約について、その資格審査を申請する者にとっては、この限りでない。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の対象者 次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定す

- る建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有するもの
- (2) 平成18年度に本県が実施する法第27条の23の規定に基づく経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の申請において、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。）第21条の2の規定に基づく総合評定値の請求を行っている者
- (3) 平成18年度の経営事項審査を完了した者（経営規模等評価申請書（規則別記様式第25号の11）に審査済印があること。）
- 2 申請の受付
- (1) 申請の方法
申請は持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。
- (2) 受付期間
ア 平成18年度に本県が実施する経営事項審査（平成18年熊本県公告第112号）の申請を行うとき。
イ 平成19年1月23日（火曜）及び24日（水曜）
受付時間は、午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所
ア 2の(2)アの場合は、知事が別に定める場所
イ 2の(2)イの場合は、熊本市水前寺六丁目18番1号熊本県庁行政棟本館11階
熊本県土木部監理課建設業係
- 3 提出書類及び提出部数
平成19・20年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
- 4 持参書類
- (1) 2の(2)アの場合
知事が別に定める経営事項審査申請に必要な書類
- (2) 2の(2)イの場合
ア 平成18年度に本県が通知した経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（当該通知書の送付を受けていない者にあつては不要）
イ 4の(2)アに係る経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び工事種類別完工高（審査済印があるものに限る。）
ウ 審査日現在有効な建設業許可に係る許可通知書又はその他建設業許可を有することを証する書面
エ 4の(2)アの審査基準日に係る変更届出書（営業年度終了）
- 5 資格審査
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、競争入札参加者資格の有無について審査を行う。
- (2) 3に掲げる提出書類及び4に掲げる持参書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前2箇年の営業年度における工事実績がない業種については申請を受け付けない。
- 6 競争入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る競争入札参加者資格の有効期間は、平成19年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 7 その他
入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目について申請を行う者は、知事が別に定める「平成19・20年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請要領」に基づき別途申請すること。
- 8 問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2485（ダイヤルイン）

熊本県公告第165号

平成19年度および平成20年度熊本県工事入札参加者資格審査における格付（以下「格付」という。）に係る技術事項等評価項目の申請の方法等について、次のとおり公告する。
平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の対象者
平成18年度に「平成19・20年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（以下「入札参加者資格審査申請書」という。）を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事のいずれかを希望した者のうち次のいずれかに該当するもの
- (1) 申請日現在において、財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を有する者
- (2) 平成17年1月から平成18年12月までの間に、熊本県が発注する工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用される業者で、平成18年6月1日現在において法定雇用率を達成しているもの又は法定雇用率が適用されない業者で、平成18年6月1日現在において障害者を1人以上雇用しているもの

- (4) 申請日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいずれも就業規則等で定めている者
- (5) 平成17年1月から平成17年12月まで及び平成18年1月から平成18年12月までの間の両期間それぞれにボランティア活動の実績がある者
- (6) 申請日現在において、財団法人地球環境戦略研究機関が発行するエコアクション21の認証・登録証を有する者
- (7) 平成16年4月から平成18年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
- (8) 申請日現在において、県（熊本土木事務所又は地域振興局）と防災協定を締結している者
- 2 申請の受付
 - (1) 申請の方法
原則として、申請は簡易書留による郵送により行うものとする。ただし、平成19・20年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領2の（2）イに基づき、入札参加者資格審査申請を行う者にとっては、当該申請と同時に持参により申請することができる。
 - (2) 受付期間
平成18年12月1日（金曜）から平成19年1月26日（金曜）まで（必着）
 - (3) 申請書の送付先
〒862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部監理課建設業係
- 3 提出書類及び提出部数
 - (1) 平成19・20年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書（以下「技術事項等申請書」という。） 2部
 - (2) 技術事項等評価申請書裏面の「申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類 1部
 - (3) 入札参加者資格審査申請書の副本（受付印のあるものに限る）の写し 1部
 - (4) 返信用封筒（80円切手貼付のもの） 1通

（提出された書類については、不備がないものについて受付し、3の（1）の技術事項等申請書を1部返送する。）
- 5 問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2485（ダイヤルイン）

熊本県公告第166号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量

ア	電子計算機用データ入力業務（給与部門）	一式
イ	電子計算機用データ入力業務（総務部門）	一式
ウ	電子計算機用データ入力業務（衛生部門）	一式
エ	電子計算機用データ入力業務（その他部門）	一式
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 1の（1）記載の各業務ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 平成18年2月1日現在において、同種の営業を2年以上営んでいること。
- (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
- (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
- ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日2回（午前11時、午後4時）4に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
- イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に4に記載の場所において、受注または納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格申請書の受付期間
平成18年3月3日（金）から平成18年3月10日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年3月3日（金）から平成18年3月16日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3091
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年3月3日（金）から平成18年3月16日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月10日（金） 午後3時30分から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課内
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月17日（金） 午後2時から
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館9階情報企画課
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは5に記載の場所に平成18年3月16日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に仕様書に記載する各名称ごとの
予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100
分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次
のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に
県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険
証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共
団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ
たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出した
とき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない
と認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行
者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申
込めをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16
号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けて
いるので、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込
みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に
記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した
額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該
当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被
保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を
提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と
この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたく
締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき
（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項
の規定に基づき、上天草市長何川一幸から松島地区（米の山工区）の換地処分をした旨の
届出があった。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、上天草市長何川一幸から松島地区（小麦工区）の換地処分をした旨の届出があった。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第169号

県営鹿本北部地区（枝川内工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第170号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
電子計算機用税務データ入力業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でない者。
 - (5) 平成18年2月28日現在において、同種の営業を2年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
ア 熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日に、1日2回（午前11時、午後4時）5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注または納品をすることができること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月6日（月）から平成18年3月10日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が本競争入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年3月7日(火)から平成18年3月15日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部税務課管理班(県庁行政棟本館3階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2101
096-383-1111 (内線3371)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年3月6日(月)から平成18年3月16日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時
平成18年3月17日(金) 午後3時30分から
- (4) 入札及び開札の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館8階803会議室
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月16日(木)午後5時15分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった単価に仕様書の予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているので、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼**熊本県教育委員会公告第5号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月27日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称
平成18年度熊本県立菊池少年自然の家管理業務
- (2) 委託業務の内容
ア 給食業務
イ 清掃業務
ウ 施設連絡員業務
エ ボイラー取扱等業務
詳細は入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、平成18年度熊本県立菊池少年自然の家管理業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として1(2)のア～エのすべてについて営業種目として登録された者（営業種目「その他」において一括して登録された者を含む。）であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者。
- (3) 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じく

- する契約実績が2回以上あるもの。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6の(4)アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月6日（月曜）から平成18年3月13日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年3月6日（月曜）から平成18年3月16日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県立菊池少年自然の家
郵便番号 861-1441 熊本県菊池市原 4885 番地の 5
電話番号 0968-27-0066
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年3月6日（月曜）から平成18年3月16日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月16日（木曜）午前10時から
イ 場所
熊本県立菊池少年自然の家 研修室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月23日（木曜）午前10時から
イ 場所
熊本県立菊池少年自然の家 研修室
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月22日（水曜）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

- 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県教育委員会公告第6号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月27日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成18年度熊本県立豊野少年自然の家管理業務
- (2) 委託業務の内容
ア 給食業務
イ 清掃業務
ウ 施設連絡員業務
エ ボイラー取扱等業務
詳細は入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

- (4) 入札方法
ア 入札金額は、平成18年度熊本県立豊野少年自然の家管理業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として1(2)のア～エのすべてについて営業種目として登録された者（営業種目「その他」において一括して登録された者を含む。）であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
(2) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者。
(3) 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績が2回以上あるもの。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
(6) 6の(4)アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月6日（月曜）から平成18年3月14日（火曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
(1) 提出期間
平成18年3月6日（月曜）から平成18年3月15日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
(2) 提出場所
5に記載のとおり
(3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
(4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県立豊野少年自然の家
郵便番号 861-4305 熊本県宇城市豊野町山崎 1775
電話 0964-45-3855
- 6 入札手続等
(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年3月6日（月曜）から平成18年3月15日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時
平成18年3月15日(水曜)午前10時から
 - イ 場所
熊本県立豊野少年自然の家 研修室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成18年3月23日(木曜)午前10時から
 - イ 場所
熊本県立豊野少年自然の家 研修室
- (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月22日(水曜)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
有
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
 - (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって

締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき
（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
（8） その他詳細は、入札説明書による。